

平成30年第4回東大和市議会定例会会議録第27号

平成30年12月19日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	社会教育部長	小俣学君
ごみ対策課長	中山仁君		

議事日程

〔建設環境委員会審査報告 日程第1～日程第2〕

第1 30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点につ

いて尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情

第 2 30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情

第 3 議第 8号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 4 議第 9号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

第 5 議第10号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議

第 6 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第6まで

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） 12月17日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

去る12月17日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本日、机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案3件が提出されたことを確認いたしました。また、12月14日正午までに提出された請願、陳情はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

日程第1 30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情

日程第2 30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情

○議長（押本 修君） 日程第1 30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情、日程第2 30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情、以上陳情2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情及び30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情について、建設環境委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。

30第18号陳情、30第19号陳情の両陳情についての審査は、平成30年12月13日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず、30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情について、陳情趣旨の朗読後、直ちに審査に入りました。主な質疑と答弁の内容は以下のとおりであります。

まず、陳情者はこのリサイクルセンターが計画段階から建設に至る過程の中で、市長が市民への説明責任を果たしていないと受けとめていることから今回の陳情が上がってきたものと考えているが、陳情趣旨の1から4に対して市はどのような見解を持っているのか。また、それらに関する説明責任を果たすことについては、どの

ような認識を持っているのかという質疑に対し、まず1点目の平成22年3月26日の小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設の建設について抜本的な見直しを求める決議、当時建設の受け入れが不可能であるということの決定をしたものであるが、その決定に基づき、組織市2市と衛生組合へその旨東大和市から説明に上がっている。

この事業については、将来的な焼却施設の更新事業を見据えたものということで、それぞれ組織市と組合が協議する場をつくるということで、3市共同資源化推進本部を立ち上げてもらった。その中で出た答えが、東大和市としては将来的な廃棄物処理を円滑に進めるということを最優先し、容器包装プラスチックとペットボトルの2品目を共同処理するという代替案を2市と組合に示し、確認がされたものである。

2点目の平成29年9月に審議された陳情については、過去の一般質問において市長から、陳情については最大限に尊重する、そうした上で判断をしていくことが必要だとの答弁をしている。当市における今後の安定的な廃棄物処理と市民生活の混乱を避けることを第一に考え、結論に至ったというものである。

3点目の都市計画決定の過程における東京都及び東大和市都市計画審議会への陳情結果の報告については、東京都都市整備局及び東大和市都市計画審議会それぞれに正しく報告を行っている。

4点目の処理方法の変更による費用負担については、廃プラなどの適正処理を行うに当たってはどうしても施設が必要になるため、その施設をつくるための用地を確保することが一番大きな課題となり、その点では、それぞれの市が協力して適正処理を進めていく現在の一部事務組合という方法で進めていくことが最善であると考えている。

また、予算については、一部事務組合で事業運営をしており、小平・村山・大和衛生組合議会で分担金について議決を経た後に市は予算計上するという事務手続になっているので、負担金等のチェックについては組合議会の関与もあり、十分に機能していると考えているとの答弁がありました。

次に、明らかにおかしいと思うことが小平市を中心に組合議会の中で多数決で決められているのが現状だと思っているが、市としてどれだけ組合側に対してその内容はおかしいと言えたのか。その都度、市側としては内容を変更してきていること、納得いかないことに対して、どれだけ物が言えたのか。また、それに対する対応はどうだったのか伺うという質疑に対し、一部事務組合でごみの適正処理を行ってはいらぬものの、だからといって全部を組合に任せきりにというわけにはいかないと思っている。東大和市の現状を話し、組合も入れた中で調整の場をつくってもらい、3市共同資源化推進本部という会議が立ち上がった。こちらは、組織市の副市長、部長、それと衛生組合の助役、局長が入った中での会議がきちんと持たれて、その中で本当に今後どうしていったらいいのかという議論の中で、現在の東大和市の地域を見たときになかなかそういう施設を設置するという場所がもうないというのが実情であり、そういった中で、最大限何が市として協力できるかというところで代替案を示したということである。

運営連絡会の開催についても、最終的にはその対象範囲が半径200メートルとなったがなぜだ。東大和市としては、当時の協議会が半径800メートルという範囲でやっていたのだから、極力東大和市の状況に見合ったような会議にしてもらいたいということも述べている。今後についても、組合ほか組織市2市に対し、協力を求める内容やよりよい方法について、またおかしいと思われる点について、引き続き意見のほうは述べていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、今は時代が変わり、プラスチックを燃やすとダイオキシンがという時代ではなくなっている。逆に、燃やしたそのエネルギーで発電を行うことで国の補助金も出るという段階になっている。プラスチック製品、

ペットボトル等、当然生かせるものは生かすという形でよいが、ほかのものは焼却していくことのほうがより合理性があり、将来的にも問題ないのではないかと。今のこの一連の動きというのは明らかにおかしいし、結局、今のこういう焼却施設をつくる、また廃プラに対する対応にしても、感覚としてずれていることは否めない。そのあたりはどういう見解を持って臨んだのか伺うとの質疑に対し、プラスチックの焼却というのは一つの手法として当然あり、23区の例をとれば、半分は焼却しているというのが実情である。ただ、衛生組合のほうでごみ焼却施設を更新するに当たり、今後今の時代に見合った交付金を受けて施設をつくるということがあるため、発電設備を備えるために、どうしても建物の躯体面積が大きくなってしまふ。

また、現在日の出町への搬入についてはエコセメント化しているという状況があるものの、搬入量が既に超過しているという現状を踏まえ、下げたいこうというところで、プラスチックについてはリサイクルという手法を選択するというものである。当市も組合に意見を述べているが、最終的には東大和市だけの施設を運営していくわけではないというところから、妥協ではなく協力をしているという認識で考えているとの答弁がありました。

次に、都市計画決定手続中止を求める陳情が採択をされ、市長が3市で協力し、建設に向け粛々と進めたいとのコメントを発するまでの間に、庁議でこのことが議論されたのか伺うとの質疑に対し、採択があった以降、そういうことはなかったと認識しているとの答弁がありました。

次に、都市計画決定に際して東京都と協議をし、この委員会での採択や本会議での陳情採択を報告しなかったと書かれており、都市計画審議会でも報告しなかったと書かれているが、先ほどは報告をしたように答弁している。事実はどうかとの質疑に対し、東京都への報告については、委員会が終了した後、担当部局に平成29年9月15日に報告をしている。続いて、本会議の件についても9月22日に東京都に連絡をしている。都市計画審議会については、前回の建設環境委員会の場で報告をしていないという話をしたが、その後会議録を確認したところ、報告はしていたとの答弁がありました。

次に、費用負担の問題で、予算は組合議会で決めるという話もあったが、ここでいえば東大和市民の負担にかかわる問題であり、東大和市独自の責任として明らかにしていくことは当然だと考えるが、その点についての見解と、その点で市としてどのようなことをやってきたのか伺うとの質疑に対し、組織上、先方も一部事務組合ということで、特別地方公共団体になる。規約をつくった中で、事務の一部を出しているという部分があり、まずは一部事務組合の分担金が組合議会において議決され、それを受けて各市が予算化をしていくというのが基本的なルールである。当市においても、組合議会で議決された負担金額を毎年度当初予算に計上していく中で明らかにできるものと思っているとの答弁がありました。

次に、この施設をつくることによる建設費用、ランニングコストも含め、大まかな財政的スキームなしで進めているのか。今の説明では、そのようなスキームがないかのように聞こえるが、あり得ないことだと思う。そういったスキームをきちっと市民に示して説明することがここで求められていることだと思うが、その点についてはいかがかという質疑に対し、財政スキームについては、建設費、ランニングコストがどのぐらいかかるかというところにおいて、今までの市民説明会等の中では、2億円から2億4,000万円と見込んでいたという話をしている。

組合議会の中で、その財政スキームをまずは明らかにするというのが第一段階であり、来年2月に開催される衛生組合議会で各種の分担金が議案として提案をされる予定であるため、その中で財政スキームが明示されるものと認識しているとの答弁がありました。

次に、この事業に関し、市民の理解を得られているという認識を持っているのかどうか。得られていないと考えているのであれば、今後もきちっと説明をしていくという真摯な姿勢が市に求められると考えるが、その点についての見解はいかがか。また、理解を得られていない住民に対し、今後もきちっと説明をし、理解を得る努力をし、進めるという点での市の考え方を再度確認したいとの質疑に対し、施設をつくるときに全ての市民の賛同を得られれば理想であるが、やはり賛成の方もいれば反対の方もいる。そういう中で、市民のかんりの割合の方が一定の理解はされているというのが市の考えである。

また、周辺市民の皆さんの中に反対の方がいること、引き続き強い反対の意見があるということも認識している。なるべく多くの市民の理解をもらいながら進めたいという基本的な考えは従前から変わっていない。施設は4月から稼働することになるが、その後も周辺住民の意見を聞く機会を必ず設けるようにということで、理解を得るための努力は惜しまないようにしたい。施設については、周辺の住民が安心して極力迷惑が少ない施設にするように、引き続きチェックをしていきたいとの答弁がありました。

次に、市長の説明責任ということに関して、この件について、またこの件に限らず、今後も機会を捉えて市民と向き合い、説明をしていくという考えがあるのか。これは間違いがないか何うという質疑に対し、市長は説明責任が最も大切だという認識を強く持って、職員にも指示をしている。この案件に限らず、タイムリーな時期に適切な内容を知らせていくことで進めていきたい。

この資源物の中間処理施設については、8万6,000市民の廃棄物処理を継続的かつ安定的に処理していく上で必要不可欠という命題のもとに進めてきたところがある。新施設稼働後においても、組合の管理者とともに、市長は責任を持って、安全に周辺の住民に迷惑を極力最小限に抑える、なるべくゼロに近い安全な施設運営になるように、周辺住民の意見には耳を傾けるとともに、適切な情報を出していきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議に入りました。

自由討議では、どのような違いがあっても、市民に対して、特に近隣住民に対して市長が説明責任を果たすことは当然のことであり、機会を捉えて説明に努めていただきたい。陳情趣旨では、東大和市議会で決議をするということを求めているが、決議がなければ説明できないものだと考えていない。市長が説明責任を果たすことは当然であり、市としてもそのように対応していただきたいという意見と、決議がなくても説明責任を果たすのは当然である。きちっとした決議を上げて、姿勢を正し、説明責任を果たしてほしいという陳情になっていると考える。議会として、きちっとそれは求めていく必要があるという意見がありました。

自由討議、討論を終了し、採決に入りました。この採決は起立により行い、結果、30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情は、不採択と決しました。

次に、30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情についてを議題に供し、陳情趣旨朗読後、直ちに審査に入りました。

主な質疑と答弁の内容は以下のとおりであります。

まず、立川バスや西武バスに使えるシルバーパスでちょこバスに無料で乗車できるようにできるのか。また、無料で乗車できるようにした場合、どのようなメリットとデメリットがあるのかという質疑に対し、シルバーパス制度は東京都の福祉保健局の制度であり、東京都のシルバーパス条例に基づいた制度である。これは、市町村の運営するコミュニティバスは適用除外となっており、ちょこバスについて、今現状東京都のこの条例に基づいてシルバーパスを適用することはできない。

仮に適用させた場合のメリット、デメリットについては、メリットとしては、利用者からすれば無料で乗れるようになるということ。そのことにより、バスの乗車人数は恐らく上昇するだろうと考える。デメリットとしては、これは東京都のシルバーパス条例に基づいて、東京都福祉保健局からバス協会を通じて補助金が入るシステムになっているが、その前提がなく、市の収支率が悪化し、将来的には持続可能なコミュニティバスとしてやっていくことができなくなるという危惧がある点であるとの答弁がありました。

次に、運転免許証を返納した高齢者に5枚なり10枚なりの無料乗車券を配付したり、もしくは免許返納後、期間を決めて無料でちよこバスに乗車できることができるようにするなど、まずはちよこバスに乗ってもらい、この便利さを実感してもらうことで、利用者の増加を図り、比較的交通事故の多い高齢者の運転免許証の返納率のアップにもつなげていくことができるのではないかと考えるが、このような施策に対する検討はされたのかという質疑に対し、高齢者の免許証返納に伴う代替措置として、今後検討の余地はあるとの答弁がありました。

次に、市として利用客の増加を図るために、どのような施策を検討しているのかという質疑に対し、市では今現在将来の利用者の育成ということで、小学生を休みの期間中、運賃現金50円で乗れるようにしている。また、子供のころからちよこバスに親んでもらうということと、その保護者の利用促進ということを目的に、今年度環境市民の集いでちよこバスの車両を展示、西武バスから子供用の運転手の制服と帽子を借り、家族で写真を撮れるような取り組みを行い、好評を得たとの答弁がありました。

次に、シルバーパスの利用を可能にしている他市の状況について伺うとの質疑に対し、コミュニティバスを導入している市は、多摩地域26市のうち23市、そのうち、シルバーパスが使えない市は13市、使える市は10市である。この10市のうち8市については、古い時代からシルバーパスの適用を受けていたということであり、この8市については、東京都からの補助金をバス協会を通じて得ている。他の2市については、都の補助金を得ることなく、市の負担でシルバーパスの利用を可能にしているとの答弁がありました。

次に、都補助のない2市について、運行の継続は難しいと思うのだが、市からの持ち出しが多くなるにもかかわらず、継続してこの事業を続けるとしていることでよいのかという質疑に対し、2市のうち1市が八王子市であるが、当初、シルバーパスの利用者が大体1割ぐらいだったものが、ここで増加しており、現状で6割ぐらいの方がシルバーパスを利用しているようである。そうすると、市のバス事業の収入が悪化し、収支率は17.2%となっているとのことである。これは、運行経費のうちの17.2%を運賃で賄っており、残りの80%強を市が負担しているという数字である。

ちなみに、東大和市のちよこバスは、直近で31%くらいの収支率となっている。もう一市は武蔵村山市で、古い歴史があり、途中で100円バスの試行を行った段階で補助金のほうは除外されたが、シルバーパスは継続しているとの答弁がありました。

次に、東大和市の現状は収支率が31%との答弁があったが、21年9月にルート変更、また26年にルート及び運賃変更という中で、その翌年度に利用人数が減ってしまったということに関して、市はどのような認識を持っているのか。あわせて、例えばこの見直しを行うに当たり、収支率の目標がどのくらいに設定されたのか。また、例えば八王子の17.2%ぐらいになってしまった場合には、将来的に持続可能なのかどうかを伺うとの質疑に対し、平成21年9月のルート改正は、さまざまな要望に応える形で、清原・新堀地区、芋窪地区、桜が丘地域へ乗り入れた結果、長大ルートとなり、1時間に1本という便数を確保できずに利便性が大きく低下し、結果、利用者の減少を招いたものと考えている。

平成27年2月のルート改正は、約5年半にわたり運行してきた長大ルートを廃止し、コンパクトな2ルートとしたものである。この改正による利用者減少の理由は、1点目として、運賃を180円に改定したということである。近隣市の事例で見ると、大体100円から180円に改定した場合、乗客数20%台前半の減少となっている。2点目は、利便性の低い長大ルートで5年半にわたり運行した結果、乗客が離れてしまったということで認識している。

また、運行基準については、平成28年3月に東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインというものを作成しており、この中で収支率40%以上を目指している。また、おおむね収支率が25%を下回る場合は、路線の廃止や減便といった見直しをするという基準になっている。

シルバーパスを仮に導入した場合、どれぐらいの利用客がシルバーパスに転換するかという点であるが、市内全域の人口ベースで、シルバーパスの対象となる70歳以上の方が全人口の約20%いるため、平成29年度の決算ベースでは、乗客は15万162人おり、20%の利用客がシルバーパスへ転換すると仮定すると、500万円程度の減収になる。これを収支率の関係で見ると、平成29年度の決算をベースに試算した場合、収支率が25%を切り、見直しの対象となってくるとの答弁がありました。

次に、100円から180円に値上げがされ、市民からすれば、100円のときならまだしも、180円になり路線バスと同じ値段になったにもかかわらず、ちょこバスはシルバーパスが使えないというのは、感覚的に非常にわかりやすい話ではないかと思うが、その点、市はどのような考えを持っているのか伺うという質疑に対し、市民の足であるちょこバスを持続可能なものとしていくためには、運賃を取り、支えてもらうということがまず大原則であると考えている。その中で、東京都からの補助金もなく無料にするということは、その財源の裏づけを欠くものであり、難しいと考えるとの答弁がありました。

次に、都議会での質疑の中でも、初乗りが民間と同じような料金を取っているところで、バス事業者と協議が調ったところはシルバーパスが使えるようになっているという答弁をしている。その点から、市は西武バスもしくはバス協会と交渉して適用させる可能性があるという答弁だと思うが、市は西武バスなりバス協会なりと交渉するということがあったのか伺うという質疑に対し、西武バスに確認をしたところ、福祉保健局の補助金の算定上、ちょこバスは対象外となっているため、西武バスが負担することは考えていないということであったとの答弁がありました。

次に、シルバーパスのことだけでなく、運賃や路線、また幾つかの地域でコミュニティタクシーなどについて検討されているが、総合的にいろいろな検討が必要であり、市民から強く声が上がっている。その点で、シルバーパスだけではなく、初乗りやルート等も含めて市民の声や調査活動なども行い、総体として改善していくということが必要だと考えるが、市の見解を伺うという質疑に対し、ちょこバスが利用しやすいバスとなるように、そして利用促進が進むような形での検討というのは、今後も引き続きやっていきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終了。自由討議、討論を終了し、採決に入りました。この採決は起立により行い、結果、30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情は、不採択と決しました。

以上で建設環境委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔2 番 尾崎利一君 登壇〕

○2 番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情及び30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に賛成討論を行います。

30第18号陳情は、廃プラ施設建設にかかわって市長に説明責任を果たすよう求める決議を市議会で求めるものです。日本共産党は、杉並区や寝屋川市を視察し、杉並病、寝屋川病の実態などを調査してきました。健康環境被害に対する周辺住民の皆さんの懸念には道理があることから、施設建設に反対してきました。

東大和市、衛生組合など4団体は、周辺住民に向き合って理解を求めることを避け続け、ようやく説明を始めたと思ったら、わずか2カ月、8回の説明だけで、市民の理解は得られていないが、必要な施設だから整備すると強行にかじを切ったのです。周辺住民の理解を得た後に建設に着手すると4団体合意、市民への約束をみずから裏切った行為が、周辺住民の不信を増幅したことは明らかです。

審査の中では、都市計画決定手続の中止を求める陳情が市議会で採択された後、庁議での検討にも付されないうまま、市長が粛々と進めたいと表明するなど、議会の意思が検討すらされなかった事実も明らかとなりました。この点では、議会の対応も改めて問われています。

そして、廃プラ施設は来年3月にはでき上がろうとしています。強行して押し切ってしまうと済まされるのが問われています。市長が市民への説明責任を果たすのは当然であり、本陳情に賛成するものです。

30第19号陳情は、民間バスに無料で乗車できるシルバーパスを提示すれば、ちょこバスにも無料で乗車できることを求めるものです。日本共産党市議団が取り組んだアンケートには、700人ほどの御協力をいただきました。まだ中間的な集約ですが、100円に戻すことを求める方が221人、シルバーパスの適用を求める方が184人、路線の改善を求める方が179人となっており、ちょこバスに対するさまざまな切実な要求があることが明らかになりました。

100円だったちょこバス料金が一気に180円になってしまったにもかかわらず、初乗り料金が同額の西武バスにはシルバーパスで乗れるのに、ちょこバスには乗れないのはおかしい、これは当然の感覚です。まず、ここから出発し、路線の改善や運賃引き下げなど、市民の暮らしを支える重要な施策としての発展を図るよう求め、賛成討論とします。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一でございます。私は、公明党を代表し、30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情及び30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に対し、反対の立場で討論を行います。

小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情趣旨では、尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことの決議を市議会に求めております。この3市共同資源物中間処理施設については、計画段階から建設に至る過程の中で、市長が市民への説明責任を果たしていないと受けとめている市民がいることから、今回の陳情は上がってきたのだと思います。

この間、市側から説明いただいた内容については、私どもの主張とは異なりますが、どのような違いがあっても、市民に対して、特に近隣住民に対して市長が説明責任を果たすことは当然のことであり、機会を捉えて説明に努めていただきたいと思います。

説明責任を果たすという意味では、今陳情には賛同できるものでありますが、陳情趣旨では東大和市議会で決議することを求めております。決議がなければ説明できないものだと思います。市長が説明責任を果たすことは当然であり、市としてもそのように対応していただきたいと思います。

また、ちょこバス事業に関する陳情では、西武バスや立川バスに使えるシルバーパスでちょこバスに無料で乗車できるよう要望するものであります。

市民感情としては、自己負担なく乗車できることにこしたことはないと思いますが、そもそもちょこバスのような地域公共交通に関しては、シルバーパスによる補助金の交付が東京都及びバス協会からもない、そのような状況下で実施したことによって、運賃事業収入が減少し、市民の足であるちょこバス自体の運用が存続できなくなってしまうようなことがあれば、それこそ本末転倒であると考えます。

しかしながら、まずはちょこバスに乗っていただき、便利さを実感してもらうことで、利用者の増加を図るような施策については、市においても早急に検討し、実施していただく必要があります。特に、高齢者運転免許返納制度を利用された方への無料乗車券の配付は、ちょこバスの利用者の増加と交通安全施策に一石二鳥の効果があるものと思います。

以上の理由から、この2件の陳情について、陳情者の心情は十分に理解するところではありますが、賛同しかねるものでございます。

以上、公明党を代表しての討論とさせていただきます。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） おはようございます。やまとみどりの床鍋義博です。

やまとみどりを代表して、30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情に対し、賛成の立場で討論を行います。

これまで、やまとみどりとしては、この資源物中間処理施設建設に対し、それまで東大和市が長年行ってきた民間企業への委託をやめ、大規模な公の施設を建設することに対し、反対をしてまいりました。東大和市、小平市、武蔵村山市の3市がそれぞればらばらで処理をするより、この資源物中間処理施設を建設することでコストが削減できるという市の説明に対し、やまとみどりの一般質問でも、各市が単独で処理を行ったほうが、新たな施設の建設費や維持管理費を含めた総合的費用と比較しコスト削減にならないどころか、かえって市民に対する費用負担がふえることを示しました。

また、市は焼却するごみの量を減らすことを施設建設の目的の一つとして主張しました。建設予定地である周辺住民が参加した施設整備連絡協議会においても、この点について質疑があり、最後まで説得力のある数値

を示すことはできませんでした。

ごみ減量は、東大和市が3市の中でいち早くごみ袋の有料化を含めた総合的な対策により、減量対策が一番進んでおります。本来であれば、施設建設の前に3市がごみに対するビジョンを共有し、分別の基準なども統一して、全体量を抑える方策を徹底的に行った後、それでも避けられないごみの量を計算した上で施設整備計画を立てるべきであります。現状は真逆の対応となっております。

陳情趣旨によれば、平成22年3月26日、東大和市議会決議、小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設について抜本的な見直しを求める決議を無視して建設を進めたことが挙げられております。このうち、市は庁議においては一旦建設を中止を決定しました。しかし、その決定に対し実質的な変更が行われたことに関しては、十分な説明責任を果たしてきたとは言えないと考えております。

12月13日に行われた建設環境委員会での質疑において、市は、衛生組合の分担金の予算を賛成したのだから議会の承認を得たのだという趣旨の答弁がありました。衛生組合に対する分担金は、市民生活に影響が出ないよう、ごみ処理の適正な運営全般に対して賛同する趣旨のものであり、個別の案件1つに賛同できないことがあったからといって、全ての予算・決算を否定することを意味するものではありません。

これは、東大和市の予算・決算にも言えることでもあり、やまとみどりとしては、これまで尾崎市政に対し、個別の案件について同意できない部分はあるにしても、予算・決算特別委員会や一般質問での要望にとどめ置き、全体として賛成をし、市政運営に協力をしてまいりました。これを、一旦予算・決算に賛成したのだから、全て市が行うことについて同意を得たので、一切の異議を認めないという趣旨——いわゆる白紙委任状を与えられたものであると認識するのであれば、二元代表制の根本を揺るがす事態であり、チェック・アンド・バランスがきかない異常な、危険な市政運営となってしまいます。そのような答弁が出てくること自体異常であると考えていないことが、市民への説明責任の重要性を軽んじていることのあらわれではないでしょうか。

また、市民全部が納得することは不可能との答弁もありました。そんなことは、言うまでもなく当然のことです。誰も市民全員が同意しなければ物事を進められないと言っているのではなく、多くの市民、特に周辺住民が納得できるような合理的な説明を求めているだけです。今回の陳情についても同様の趣旨と考えられますことから、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、大后治雄でございます。

興市会を代表し、30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に反対の立場で討論を行います。

さて、東京都内のコミュニティバス事業において、その見直し基準に収支率を入れている自治体は、当市を含めて、少なくとも3市あります。立川市では30%、東村山市では50%となっておりますが、当市では一番低い25%としております。これらを満たさない場合、立川市では最長2年で廃止とする厳格な基準であるのに対し、当市では二、三年で一層の利用促進を図った後、それでも満たさない場合には見直すだけという大変甘い基準となっております。ただし、見直しの項目には路線の一部廃止なども含まれております。

ちょこバス事業の収支率を見ますと、現在31%であります。シルバーパスが導入されれば、利用人数が増加したとしても運行収入は減少し、事業継続のための市の負担は増大することから、なお一層の収支率の悪化が予想され、運行基準に照らして、路線の一部廃止にまでつながる可能性もあります。

シルバーパスを導入するのであれば、導入しても収支率を向上させられる策を講じる必要がありますが、残念ながら、私どもはそうした策を持ち合わせておりません。したがって、本陳情に反対するものであります。

以上であります。

[6 番 大后 治雄 君 降壇]

[4 番 実川 圭子 君 登壇]

○4 番 (実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。

30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情に反対の立場で、30第19号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

30第18号陳情については、市長が説明責任を果たすことは当然のことです。陳情趣旨に挙げられている内容については、市の対応は不十分な面も否めませんが、委員会での質疑からもわかるとおり、全くやっていないわけではないため、これらを理由に市議会としての決議をすることはできないと考えます。

私が注目する点は、陳情理由の市民への対応の問題です。

公務多忙と都市計画決定がなされたので会う必要なしとの回答についてですが、3市共同資源物中間処理施設については、住民の理解を求める努力を行う立場として、このような対応は改め、市民との対話をできる限り進めるべきです。

市や組合が説明したとしても、市民に伝わらなければ責任を果たしたことにはなりません。丁寧な対応を求めます。

次に、30第19号陳情についてです。

ちょこバス事業については、収支率を上げるためにも、利便性を高めて利用者をふやす努力をさらに進めていただきたいです。これまでも、ICカードの利用ができるようになったことで、利用者にとっては大変便利になりました。一方、ルート変更、料金改定を経て、利用者は激減してしまいました。利用者をふやすには、料金を100円に戻すか、あるいは180円とするなら、シルバーパスの導入を進めるべきと考えます。

シルバーパスについては、東京都のシルバーパス条例が福祉局の担当ということからもわかるように、ちょこバスの公共交通としての事業ではなく、福祉目的として、福祉部での検討をすることを求めます。高齢者の免許返納後の足となること、買い物や通院といった生活の中での利用、レクリエーションや楽しみのための外出など、ちょこバスを利用することで解決される課題を考えたとき、縦割りではなく、福祉目的、産業振興、社会教育などと連携してちょこバス利用を促進する努力を求めます。

また、シルバーパスの補助制度が受けられるよう、交通事業者やバス協会とともに、東京都との協議をさらに進めるよう求めます。

以上です。

[4 番 実川 圭子 君 降壇]

○議長 (押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

30第18号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設に関する手続上の問題点について尾崎市長に市民に対し説明責任を果たすことを、東大和市議会で決議していただくことを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

採決いたします。

30第19号陳情 ちよこバス事業に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

### 日程第3 議第8号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第3 議第8号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 議第8号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提出者を代表して提案理由の説明を行います。

議第8号議案資料をごらんいただきたいと思います。

改正の内容は、条例第23条により、均等割を7割、5割、2割軽減されている世帯について、市独自に均等割額の3割の減免措置を講じることによって、低所得世帯の保険税負担を軽減するものです。

改正の理由として、①国民健康保険税の負担が重過ぎることから軽減が必要とされることです。

(ア)として、平成30年2月16日と17日で開催された市の説明会資料では、加入者1人当たり所得は、区市町村国保は86万円、健保組合は207万円とされ、市町村国保の無所得世帯割合は27.8%とされています。ことしの決算特別委員会の要求資料では、東大和市では無所得世帯は37.5%、また所得150万円以下の世帯は73.9%となっています。

(イ)として、市の説明会資料では、加入者1人当たりの保険料——保険税負担率は、区市町村国保9.9%、健保組合5.7%とされ、区市町村国保加入者は所得で4割しかないのに、負担率は1.7倍となっています。平成29年度行政報告書では、市税の収入歩合97.2%に対し国保税は81.5%と、現状でも払い切れない重い負担となっていることは明らかです。

(ウ)として、全国市長会も、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化すると重点提言で見解を示し、低所得者層に対する負担軽減の必要性を認めています。

理由の②として、①で示したように、国民健康保険税が高過ぎる状況にあるにもかかわらず、既に市は平成30年度に約1億円の保険税値上げに踏み出し、以後6年連続で計37.5%もの値上げを計画していることです。

③として、市は6年間で解消すべき赤字をゼロにするとしています。しかし、国の言う解消すべき赤字に該当しない市独自の減免制度を拡充することで、とりわけ低所得世帯の負担軽減を図ることができます。

(ア)として、東大和市の申請減免件数は、平成27年度で1件、平成28年度で2件、29年度で2件と極めて少ないものです。多子軽減については、平成29年度決算値で456万300円。多子世帯の負担軽減は、極めて重要な制度ですが、市の独自減免を総体として見れば、極めて不十分なものと言わなくてはなりません。

(イ)として、本年9月市議会で市は、東京都国民健康保険運営方針におきましては、法定外一般会計繰入金のうち保険料の減免額に充てるためのものを決算補填等目的以外と示しており、解消すべき赤字には含まれてごさいませんと答弁し、多子世帯の軽減についても解消すべき赤字ではないとしています。

3番目として、改正による影響額は、平成30年度の保険税値上げ額と同等の約1億円です。

①として、平成29年度行政報告書により、29年度の7割、5割、2割の軽減制度による軽減額は、1億7,024万9,993円です。本議会での市の答弁より、この軽減を受けた件数は、医療分・後期高齢者支援分の7割軽減が3,540件、5割軽減が1,500件、2割軽減が1,490件。介護分では、7割軽減が1,440件、5割軽減が640件、2割軽減が600件です。

②として、本議会での答弁より、平成30年度の軽減を受けた件数は、医療分・後期高齢者支援分で、7割軽減は2,680件、5割軽減は1,350件、2割軽減は1,400件。介護分では、7割軽減は1,150件、5割軽減は530件、2割軽減は500件です。

③として、本議会での答弁より、国保加入者数の推移は、平成29年度は2万643人、平成30年度は1万9,087人、平成31年度は平成30年度より500人程度の減少とされています。

④として、以上のことにより、平成29年度ベースで1億945万円ほどの軽減となりますが、その後の加入者数及び軽減対象件数の減少を踏まえれば、最大でも1億円程度の影響額となると見込まれます。

4、財源についてです。

財源については、国の負担で行うべきですが、健保組合加入者の4割の所得で1.7倍もの負担を負わされている国保加入者に一層の負担を強いることには全く道理がありません。当面、市が従来どおりの繰り入れを続けられれば、減免制度の拡充のみならず保険税の値下げに踏み出せることは、本年3月の予算組み替え動議で示したとおりです。

2枚目以降は、新旧対照表です。

条例そのものについての御説明をします。

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第16項を付則第17項とし、付則第15項の前の見出しを削り、同項を付則第16項とし、付則第14項の次に次の見出し及び1項を加える。

（基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る被保険者均等割額の特例）

15 当分の間、世帯主が第23条の規定により国民健康保険税を減額された場合、第5条、第8条及び第10条に規定する額の100分の30に相当する額を減額する。

付則として、1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2として、改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 3点お伺ひしたいと思ひます。

1つは、付則第15項、追加のところで、当分の間、世帯主がとありますけれども、その当分の間というのはどのような期間を想定しているのかお伺ひします。

それから2点目が、均等割の軽減を市で独自に行うということだと思ひますけれども、そういった形を他市で行っている例があるのか。あったらその状況をお伺ひしたいと思ひます。

それから3点目は、国保税については、市では国民健康保険運営協議会などがありまして、そういったところの議論というものは必要なのではないかと思ひますが、その点についてのお考えをお伺ひします。

○2番（尾崎利一君） まず、第15項で当分の間というのを入れたということですが、先ほど提案理由の説明のときに御説明したとおり、国民健康保険税の制度的な、構造的な矛盾、この問題については、社会保障改革プログラム法においても、サラリーマンと国保加入者の間での負担の不公平については正すべきものというふうに掲げられているものです。したがって、国の責任でこれが行われるものだという事を前提に、当分の間という言葉を入れたものです。

それから、均等割の軽減措置については、一宮市で行っています。均等割の7割、5割、2割にさらに上乗せをするというもの。それから、一宮市ではさらにそのほかに、所得200万円以下の世帯については均等割の軽減を独自に行うということもあわせてやっています。

それから、国民健康保険の運営協議会についてですけれども、それを市が運営協議会に諮問をして、そこで審査をするということそのものを否定するものではありませんが、条例の改正そのものについては、議会独自の権限と責任で行われるべきものだというふうに考えます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 基本的に国保税で、大変負担に思ふ方々が多いので、こうした案は基本的に賛成は賛成なんですけれども、ちょっと今回のこの改正に関しては、法律上の改正に伴うことによる、市単独で、独自で改正して何か変更するという事ではないので、均等割のこの減免措置っていうのが、果たして本当にその法律上の改正に伴って市単独でできるのか。

つまり、東京都の広域化の中に入った中で、それで、そのことをやるのが、またペナルティーとかそういったことに及ばないことがはっきりしてるのか。その辺がちょっと私もよくわからないので、その点はどんなんでしょうか。

○2番（尾崎利一君） まず、市独自にこうした減免規定を設けるという問題については、地方税法の第717条で、当該地方団体の条例の定めるところにより減免することができるという規定があります。

それから、均等割そのものを、7割に3割上乗せすると10割っていう、10割減、要するに免除されるっていうことになるわけですが、国の定める均等割そのものを否定するのではなくて、自治体独自の権限でそれを免除するという事になるので、組み立て上は問題ない。このことについては、当市が行っている多子軽減についても、均等割がゼロになるという措置がとられているという、その点では変わりのない措置だとい

うことです。

それから、先ほどのペナルティーの問題ですけれども、最初に御説明したとおり、東京都国民健康保険運営方針において、法定外一般会計繰入金のうち保険料の減免額に充てるためのものを決算補填等目的以外と示しており、解消すべき赤字には含まれていないというのが、これが市の答弁です。ですから、このことを理由にしたペナルティーということは、この仕組み上はないというふうに考えます。

○22番（中野志乃夫君） 済みません、そういう見解ですけども、これがちょっと、それがうまくやれるならば、私はそういうことで、市独自でやれる範囲でやるべきだとは思いますが、ただ、先ほど一宮市の場合だと、当然圏域が違う、愛知県ですね、あちらのほうの話であるし、東京都の場合で、ほかの自治体が全て広域化される中で、東京都の中での動きというのがないっていうのも、ちょっと私も非常に不思議に思っています。

つまり、財源のある区などは、率先してそういうことができるならやるんじゃないかと思っているけども、やはり何かしらそういった中でまだ調整が済んでない点があるんじゃないかとちょっと思っているんですけど、東京都の中でのいろいろ、各市の動きとか区の動きっていうのは、何か情報は持っているのでしょうか。

○2番（尾崎利一君） 均等割減免について……都内の他市の状況について、私はわかっていません。ただ、当市が行っている多子軽減に、これも均等割の免除ですけども、これについては、清瀬市かな——など幾つかの市で同じようなことが行われてきているというふうに理解しています。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、議第8号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な施策であり、本市においても恒常的に安定した運営が求められております。一方で、国保制度の構造的な課題として、加入者の所得水準や年齢構成から、社会保険制度と比較して医療給付費が高く、保険税負担が重くなっております。

そのような構造的な課題を解消するために、国においては国保制度の広域化が進められており、国庫負担の

増加を図りつつ、地域間の保険税負担の偏在を解消し、また医療費抑制の成果や実績が保険税負担の軽減につながるよう制度改正が図られているものと承知をしております。

当市においては、低所得者に配慮した中で、所得水準に応じて均等割を7割、5割、2割軽減する制度が設けられており、さらに過去の市議会厚生文教委員会の附帯決議に基づき、応能・応益割を64.06%対35.94%に設定し、さらに多子世帯への軽減制度を設けるなど、近隣他市と比較しても高所得者に重く、低所得者には負担が軽くなる制度設計も行っているところであります。

さらに、中長期的な医療給付費の抑制を図るべく、データヘルス計画を策定し、レセプトデータを活用した糖尿病等重症化予防やジェネリック医薬品の普及、特定健診、特定保健指導の受診率、利用率の向上と、健康保持増進施策の推進の取り組みを行っており、これらの実績による交付金等の増額も見込まれております。このような取り組みは、結果として被保険者の保険税負担軽減にもつながっていくものであります。

国民健康保険税の負担軽減のあり方については、これらの国や都の動向を勘案しつつ、市としての中長期的な視点を持った継続した取り組みが不可欠であると考えます。本条例案については、これらの中長期的な視点を欠いたものであり、目先の負担軽減だけを追い求めたものと言わざるを得ません。

提案者である日本共産党の皆さんは、過去の保険税改定においては、低所得者の保険税負担が軽減され、高所得者の負担が重くなる改正であっても反対をしてこられました。そのような過去の対応を省みることなく、さもみずからは負担軽減を求めているというようなパフォーマンスにつながる本条例案には賛同できないものであります。

市においては、どこまでも市民生活の実情にきめ細かく配慮しながら、引き続き国保財政の安定化と被保険者の保険税負担軽減を図るための施策について、特に低所得者の負担に配慮した保険税のあり方について、中長期的な視点を持って施策の充実に努力されることを望むものであります。

以上であります。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第8号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって本案を否決と決します。

---

#### 日程第4 議第9号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第4 議第9号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番(森田真一君) 議第9号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、平成25年12月議会で可決をされた一部改正のうち、別表1(第48条関係)の家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額のみを改正するものです。

日本共産党市議団がこの秋行った市民アンケートでも、市民の所得が下がる中、家庭ごみ袋の負担が重く感じられるという意見が多数寄せられました。また、ことし10月28日に放映されたTBSテレビ「噂の東京マガジン」でも、ごみ袋代が家計を直撃しているという特集がされますと、自治体によってごみ袋代がこれほど格差があるのかと市民の間でも話題になりました。

東大和市議会での市の答弁でも、東大和市のごみ袋代の単価は26市の中でも最も高い設定であるということを受けています。有料化を決めた25年第4回定例会では、有料化に賛成をされた会派であつてさえ、当初から次のように市民負担となることは懸念され、市民負担の抑制の努力を求めるとして、条件をつけて賛成をされています。発言を引用します。

「さらなる手数料削減の努力を継続して行っていくべきであります。(中略)今後、市民の努力によってなされた減量化によって、中間処理・最終処理に要する費用が軽減された際には、手数料の値下げなど、市民負担の軽減を図るべきであります。(中略)でき得る限りの市民負担の抑制に努めていただきたいと思います」。

これは、当時の公明党、御殿谷氏の賛成討論の中で発言されたことでもあります。今それを行うべきときと私たちは考えております。

私ども日本共産党は、元来家庭ごみ有料化そのものには反対の立場ではありますが、市民生活の実情に鑑み、当面、負担軽減策として、家庭ごみの袋代を20%値下げすることを提案するものです。また、他市の同様の改正事例では、議会での改正議決後、6カ月の準備期間を設けていることから、それらを参照し、6月1日施行とするものです。

それでは、お手元の東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(案)を読み上げて、提案をいたします。

資料の新旧対照表とあわせてごらんください。

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例。

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年3月25日条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の欄中、家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額大1組(10枚入り)につき800円を、家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額大1組(10枚入り)につき640円に、同、中1組(10枚入り)につき400円を、中1組(10枚入り)につき320円に、同、小1組(10枚入り)につき200円を、小1組(10枚入り)につき160円に、同、特小1組(10枚入り)につき100円を、特小1組(10枚入り)につき80円とする。

附則。この条例は、平成31年6月1日から施行する。

この条例による改正後の東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下、「新条例」という。)別表1の規定による手数料(指定収集袋で排出するものに限る。)の徴収、指定収集袋の交付その他の

新条例を施行するために必要な準備行為は、平成31年6月1日前に行うことができる。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案について、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（押本 修君） 起立なし。

よって本案は委員会付託の省略を否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前10時59分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

議第9号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきましては、建設環境委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

議第9号議案は、会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました議第9号議案を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

日程第5 議第10号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議

○議長（押本 修君） 日程第5 議第10号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますので、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第10号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第6 議員派遣について

○議長（押本 修君） 日程第6 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時 1分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 押 本 修

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 中 村 庄 一 郎

署 名 議 員 床 鍋 義 博